

9 選挙管理委員会告示及び選挙長（選挙分会長）告示

参議院議員通常選挙

<h1>大分県報</h1> <p>平成二十八年 号外(八) 六月十六日</p>	<p>（水曜日）</p>	<p>平成二十八年六月二十一日 三 歳覧期間 平成二十八年六月二十二日の一日間</p>
<h2>目次</h2> <p><b>選挙管理委員会告示</b></p> <p>参議院大分県選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……一 参議院大分県選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る登録資格の決定の基準となる日等……二 参議院大分県選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る選挙の期間……二</p>		<p><b>大分県選挙管理委員会告示第二十号</b></p> <p>平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における在外選挙人名簿に登録した者の氏名、籍山領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたとしない者である場合には、その者の氏名、籍山領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の提出期間は、次のとおりである。</p> <p>平成二十八年六月十六日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 平成二十八年六月二十二日の一日間</p>
<h3>○選挙管理委員会告示</h3>		
<p><b>大分県選挙管理委員会告示第十八号</b></p> <p>平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。</p> <p>平成二十八年六月十六日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 公職の候補者の立候補の届出があった日</p>		
<p><b>大分県選挙管理委員会告示第十九号</b></p> <p>平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る登録資格の決定の基準となる日及び公示期間を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の提出期間は、次のとおりである。</p> <p>平成二十八年六月十六日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 登録資格の決定の基準となる日 平成二十八年六月二十二日。ただし、年齢条件については、同年七月十日とする。</p> <p>二 登録を行う日</p>		

平成二十八年六月十六日

大分県報号外二選挙委員会

<h1>大分県報</h1> <p>平成二十八年 号外(五) 六月二十二日</p>	<p>（水曜日）</p>	<p>参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順位の定めるところをもち 場所及び日時……四 参議院大分県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるところを行う場所 及び日時並びに他の放送事業者において録音し又は録画したものを使用して放送する取 扱事業者における政見放送の順序……五 参議院議員通常選挙における投票及び開票の順序……五</p>
<h2>目次</h2>		<h3>○選挙管理委員会告示</h3>
<p><b>選挙管理委員会告示</b></p> <p>参議院大分県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式……一 参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式……二 参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる不仕付格調用紙等 等に関する事項……二 参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙等に押す べき印の押印の方法……二 参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる点字投票用紙に表 示する選挙の種類と点字……二 参議院大分県選出議員選挙における選挙用ビラに貼る紙の形式……二 参議院大分県選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……三 参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理 者の選任……三 参議院大分県選出議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……三 参議院比例代表選出議員選挙において大分県選挙分会長が選挙手立人の届出等に関する 事務を行う場所……三 参議院大分県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……三 参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長の場所及び日時……四 参議院比例代表選出議員選挙における各候補者政見等の名称等の掲示の掲載順序を定め るところを行う場所及び日時……四 参議院大分県選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる 賞金有償の最高額等……四 参議院大分県選出議員選挙における選挙公報の掲載順位の定めるところを行う場 所及び日時……四</p>		<p><b>大分県選挙管理委員会告示第二十二号</b></p> <p>平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次の とおり定めた。</p> <p>平成二十八年六月二十二日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <div data-bbox="813 1568 1500 1993" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>平成二十八年執行 参議院大分県選出議員選挙投票</p> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px;">       選挙 管理 委員 会 大 分 県 大 分 選 出 議 員 選 挙 分 会     </div> <p>○注 意</p> <p>一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin-top: 10px;">       候補者氏名     </div> </div> <p>備考</p> <p>一 用紙は薄青色とし、黒色のインクで印刷する。</p>

平成二十八年六月二十二日

大分県報号外二選挙委員会

一 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十三号**  
 平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。  
 平成二十八年六月二十二日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

平成二十八年執行  
 参議院比例代表選出議員選挙用紙

選挙  
 原票之  
 分  
 管  
 会  
 大  
 分  
 県  
 選  
 挙  
 委  
 員  
 会  
 印

○注  
 一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。  
 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

候補者  
 氏名又は略称  
 又は  
 政党  
 名称  
 若しくは  
 政治  
 団体  
 の  
 名称  
 若しくは  
 略称

備考  
 一 用紙は白色とし、赤色のインクで印刷する。  
 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十四号**  
 平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき向を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印  
 二 仮投票用封筒 市(町)(村)選挙管理委員会の印

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十五号**  
 平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき向の押印の方を次のとおり定めた。  
 平成二十八年六月二十二日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十六号**  
 平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる点字投票用紙に、選挙の種類を次のとおり定ずる。  
 平成二十八年六月二十二日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

参議院大分県選出議員選挙 さんきいん せんきよく  
 参議院比例代表選出議員選挙 さんきいん ひれい

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十七号**  
 平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙用として貼る証紙の様式を次のとおり定めた。  
 平成二十八年六月二十二日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

平成二十八年執行  
 大分県選挙管理委員会告示第二十八号

備考  
 一 「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。  
 二 用紙は、特別の紙質、構造、すかし等を用いることができるものとする。

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十八号**  
 平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。  
 平成二十八年六月二十二日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区分	住所	氏名
選挙長	日田市淡路一四四四八	一 木 俊 廣
選挙長職務代理者	大分市津守二一一二九	山 田 雅 文

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十九号**  
 平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。  
 平成二十八年六月二十二日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

| 区分            | 住所                       | 氏名        |
|---------------|--------------------------|-----------|
| 大分県選挙分会長      | 別府市浜郷二二二二二〇三             | 宇 根 谷 孝 子 |
| 大分県選挙分会長職務代理者 | 大分市津守一九〇一<br>三和コーポ三二七四〇六 | 長 野 榮 俊   |

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第三十号**  
 平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。  
 平成二十八年六月二十二日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

六月二十二日  
 大分市大手町二丁目一番一号  
 大分県庁舎本館二階 正庁ホール

六月二十三日以降  
 大分市大手町二丁目一番一号  
 大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村総務課内

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第三十一号**  
 平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。  
 平成二十八年六月二十二日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

六月二十二日  
 大分市大手町二丁目一番一号  
 大分県庁舎本館二階 正庁ホール

六月二十三日以降  
 大分市大手町二丁目一番一号  
 大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村総務課内

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第三十二号**  
 平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。  
 平成二十八年六月二十二日

<p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 場所 大分市大手町三丁目二番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室</p> <p>二 日時 平成二十八年七月十三日九時三十分</p>	<p>1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した金額</p> <p>2 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した金額</p> <p>3 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた金額</p> <p>4 宿泊料(食事料を支分を含む。) 一夜につき一万二千円</p> <p>5 弁当料 一食につき十円、一日につき三十円</p> <p>6 茶菓料 一日につき五百円</p>
<p>大分県選挙管理委員会告示第三十三号</p> <p>平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。</p> <p>平成二十八年六月二十二日</p>	<p>二 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる報酬の額</p> <p>1 基本日額 一万円</p> <p>2 超過勤務手当 一日につき二の1の額の五割</p>
<p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 場所 大分市大手町三丁目二番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室</p> <p>二 日時 平成二十八年七月十三日十時</p>	<p>三 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれの1、2及び3に掲げる額</p> <p>2 宿泊料(食事料を除く。) 一夜につき一万円</p>
<p>大分県選挙管理委員会告示第三十四号</p> <p>平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政令等の名称等の規程の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。</p> <p>平成二十八年六月二十二日</p>	<p>四 選挙運動に従事する者(公職選挙法第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。)一人に対し支給することができる報酬の額</p> <p>1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円</p> <p>2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千円</p> <p>3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千円</p> <p>4 専ら契約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円</p>
<p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 場所 大分市大手町三丁目二番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室</p> <p>二 日時 平成二十八年六月二十二日十七時五十分</p>	<p>大分県選挙管理委員会告示第三十六号</p> <p>平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。</p> <p>平成二十八年六月二十二日</p>
<p>大分県選挙管理委員会告示第三十五号</p> <p>平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。</p> <p>平成二十八年六月二十二日</p>	<p>大分県選挙管理委員会告示第三十七号</p> <p>平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。</p>
<p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額</p>	<p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 場所 大分市大手町三丁目二番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室</p> <p>二 日時 平成二十八年六月二十四日十三時</p>

<p>平成二十八年六月二十二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 場所 大分市大手町三丁目二番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室</p> <p>二 日時 平成二十八年六月二十四日十三時二十分</p>	
<p>大分県選挙管理委員会告示第三十八号</p> <p>平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。ただし、他の放送事業者において録音又は録画したものを使用して放送する放送事業者による政見放送の順序については、当該他の放送事業者において行われる政見放送の順序によるものとする。</p> <p>平成二十八年六月二十二日</p>	
<p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 場所 大分市大手町三丁目二番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室</p> <p>二 日時 平成二十八年六月二十二日十七時二十分</p>	
<p>大分県選挙管理委員会告示第三十九号</p> <p>平成二十八年七月十日執行の参議院議員通常選挙における投票及び開票の順序は、次のとおりである。</p> <p>平成二十八年六月二十二日</p>	
<p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 投票の順序</p> <p>1 参議院大分県選出議員選挙の投票</p> <p>2 参議院比例代表選出議員選挙の投票</p> <p>二 開票の順序</p> <p>1 参議院大分県選出議員選挙の開票</p> <p>2 参議院比例代表選出議員選挙の開票</p>	

# 大分県報

平成二十八年  
号外(六)  
六月二十二日  
(水曜日)

## 目次

### 選挙長告示

参議院大分県選出議員選挙における選挙会の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時………  
参議院大分県選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政党に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時………

### 選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時………

### ○選挙長告示

#### 参議院大分県選出議員選挙選挙長告示第一号

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙会の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるとき等のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。  
平成二十八年六月二十二日

参議院大分県選出議員選挙選挙長 一 木 俊 廣

一 場所 大分県大分市千三丁目二番一号  
大分県庁本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十八年七月八日十時

#### 参議院大分県選出議員選挙選挙長告示第二号

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定

平成二十八年六月二十二日

また、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

参議院大分県選出議員選挙選挙長 一 木 俊 廣

一 場所 大分県大分市千三丁目二番一号  
大分県庁本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十八年七月十二日十時

### ○選挙分会長告示

#### 参議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長告示第一号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

参議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長 宇 根 谷 孝 子

一 場所 大分県大分市千三丁目二番一号  
大分県庁本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成二十八年七月八日十時三十分

大分県報号外(選挙長告示・選挙分会長告示)

# 大分県報

平成二十八年  
号外(六)  
六月二十二日  
(水曜日)

## 目次

### 選挙管理委員会告示

参議院大分県選出議員選挙における政見放送の日時………  
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数が三分の一の数を超える場合が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十方に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十方に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数………  
参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額………

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第四十一号

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における政見放送の日時を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区分	日本放送協会大分放送局		株式会社大分放送		株式会社テレビ大分		大分県民放送株式会社	
	日	時	日	時	日	時	日	時
テレビ	六月二十日	十八時三十分	七月一日	十四時	七月二日	七時	六月三十日	十四時三十分
	七月六日	七時三十分						

平成二十八年六月二十二日

ラジオ	六月二十八日	七時三十分		
	七月七	七時三十分		
	七月七	十二時三十分		

#### 大分県選挙管理委員会告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条、第八十二条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条の規定による平成二十八年六月二十二日現在の大分県選挙権を有する者の（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数が三分の一の数を超える場合が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十方に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十方に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数………

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九八四八八

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数、その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十方に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十方に六分の一を乗じて得た数と四十方に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 二二四、〇四八

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十方に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十方に六分の一を乗じて得た数と四十方に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分県報号外(選挙管理告示)

大分市	一三三〇三九人
別府市	三三、三六五人
中津市	三三、四五三人
日田市	一九、一四九人
佐伯市	二一、五二四人
臼杵市	二一、五二八人
津久見市	五、五二九人
作田市	六、八〇九人
豊後高田市	六、六三七人
杵築市	八、七二八人
宇佐市	一六、三西〇人
豊後大野市	一、〇〇二人
由布市	九、八九九人
国東市・姫島村	九、三三〇人
日出町	七、八九三人
九重町・玖珠町	七、五八四人

大分県選挙管理委員会告示第四十三号

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俣 廣

三六、六〇〇、七〇〇円

毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大分県 編集 佐伯印刷廠 (定価 一冊年 三万八千八百六十円)

<h1>大分県報</h1>		平成二十八年 号外(八) 六月二十二日	(水曜刊)					
目次								
選挙長告示 参議院大分県選出議員選挙における候補者の届出……………一								
○選挙長告示								
参議院大分県選出議員選挙選挙長告示第二号 平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における候補者として次のとおり届出がある。なお、候補者が届出を行った一〇のウェブサイト等のアドレスは、別表のとおりである。 平成二十八年六月二十二日 参議院大分県選出議員選挙選挙長 一 木 俣 廣								
届出受 番号	届出年月日	届出 の別	(ふりがな) 候補者氏名	本 籍	住 所	生年月日 (年齢)	党 派	職 業
1	平成二十八年六月十二日	届出 者	田 <sup>ノ</sup> あつこ	大分県	大分県大分市赤土二丁目一番四十五号 (赤土ビル四〇二)	昭和四十二年 三月八日 (四十九歳)	幸福実現党	団体職員
2	平成二十八年六月十二日	届出 者	こしまう はなとも	大分県	大分県大分市高尾宮二丁目五番二号	昭和二十二年 十二月十三日 (五十八歳)	自由民主党	弁護士
3	平成二十八年六月十二日	届出 者	足 <sup>ホ</sup> 立 <sup>タ</sup> 信 <sup>ノ</sup> 也 <sup>ノ</sup>	大分県	大分県大分市大字上吉次一六〇一番地の二	昭和二十二年 六月九日 (五十九歳)	民進党	参議院議員

別表 参议院大分県選出議員選挙立候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	上 山 あつこ	candidates.hr-party.jp/23tb-mhc/2013/178/
2	こしろう はるとも	http://www.koshou.net
3	梶 登 信 也	www.adachishinyu.com

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 佐伯印刷株式会社（定価 二圓年 三万八千八百六十円）

# 大分県報

平成二十八年  
号外（二〇二）  
七月十三日

（水曜 日）

## 目次

### 選挙管理委員会告示

参议院大分県選出議員選挙における当選人の住所及び氏名……………一

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第四十号

平成二十八年七月十日執行の参议院大分県選出議員選挙における当選人の住所及び氏名は次のとおりである。

平成二十八年七月十三日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

住 所	氏 名
大分県大分市大字上戸次二六一番地の二	梶 立 信 也